

# 1. スポーツ施設のご利用にあたって

ご不明な点がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

## 【予 約】

- 一般使用申込みについて
  - ・ 使用される月の3ヶ月前の1日から申込みができます。  
(ただし、1日が休園日の場合は翌2日となります。)  
\*1月は、4日から開園となりますが4日が休園の場合は翌日5日が申込日となります。)
  - ・ 毎月1日は施設使用の『調整会』を行い、申込み多数の場合は抽選を行います。
  - ・ 調整会は10:30から多目的室で行います。
  - ・ 電話受付は、調整会議後の13:00より行います。
  
- 青年の城・野外活動センターを併用で申込みされる場合
  - ・ 宿泊の場合は、青年の城・野外活動センターの申込みを先にします。  
宿泊施設の申込みができた後にスポーツ施設との併用申込みができます。  
併用使用が決定した後、宿泊施設をキャンセルされた場合は、スポーツ施設も使用できなくなりますのでご注意ください。
  
- 希望調査について
  - ・ 次年度の4月1日から3月31日までの期間を対象とします。
  - ・ 調査対象は県内の競技団体等とします。
  - ・ 10月に発送する調査書により案内します。
  - ・ 結果は12月20日頃に決定し各団体に通知します。
  - ・ 優先順位は、下記の滋賀県希望が丘文化公園設置および管理に関する条例施行規則により決定します。

使用目的等	国際大会もしくは 全国大会またはこれらに類するもの のために使用する 場合	近畿大会もしくは 県大会またはこれらに類するもの のために使用する場 合	左記以外の場合で あって、宿泊のため に滋賀県立青少年 宿泊研修所または 滋賀県希望が丘野 外活動センターを 使用する場合	左記以外の場合
申請期間	使用しようとする 日の2年前の日の 属する月の初日か ら使用しようとし る日の1月前まで	使用しようとする 日の1年前の日の 属する月の初日か ら使用しようとし る日の1月前まで	使用しようとする 日の6月前の日の 属する月の初日か ら使用しようとし る日の10日前まで	使用しようとする 日の3月前の日の 属する月の初日か ら使用しようとし る日まで